

# 町田市介護保険事業所等災害時 情報伝達マニュアル

2021年1月 改定  
町田市

## 《マニュアルの前提》

### (目的)

本マニュアルは、大規模な地震等の災害発生時、町田市内介護保険事業所等（以下「事業所」という）の事業継続・復旧支援、要配慮者の避難確保・応急支援、二次避難施設の開設・運営等に必要な情報について、市と事業所が迅速かつ正確に共有・連携することができるよう、災害時における市と事業所の情報伝達に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### (対象の災害)

本マニュアルは、以下の場合に発動する。

- 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 市内で台風等による災害が発生し、または発生が予見され、市から被災状況等の情報伝達に関する要請があったとき

### (対象の事業所)

市内に住所を有し、下記サービス等を提供する事業所は、本マニュアルに基づき、市と情報共有・連携を図るものとする。

分類	サービス種別等
介護保険事業所	全介護保険事業所（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、通院等乗降介助、居宅療養管理指導を除く）
高齢者福祉関連施設	地域包括支援センター、ブランチ（あんしん相談室）、ふれあい館、シルバーピアもりの・あいはら、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

# 1 事業所から市への情報伝達

## (1) 地震災害時の情報伝達の流れ

Q 以下のサービスに該当しますか。(同一法人運営の併設事業所も含む)

【対象サービス】ふれあい館、シルバーピアもりの・あいはら、地域包括支援センター(ブランチを含む)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

Yes(同一法人の併設事業所も含む)

No

Q 二次避難施設の協定を締結していますか。(同一法人運営の併設事業所も含む)

Yes(同一法人の併設事業所も含む)

No

Q 以下のサービスに該当しますか。(同一法人運営の併設事業所も含む)

【対象サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

Yes(同一法人の併設事業所も含む)

No

事業所種別 時系列	高齢者福祉関連施設 (併設事業所を含む)	二次避難施設 (併設事業所を含む)	入所・入居施設 (併設事業所を含む)	その他の事業所
地震発生	震度5強以上の地震で本マニュアルを発動する。			
	職員・施設内利用者の安否、建物・設備の被災状況等を確認する。			
	できる限り施設内利用者以外の登録利用者の安否確認に努める。			
発災から 24時間	様式 1・2 で被災状況等を市へ報告。	様式1~3 で被災状況等を市へ報告。	様式 1・2 で被災状況等を市へ報告。	
	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	
	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス 3位 伝令	1位 電子メール 2位 ファックス 3位 伝令	
発災から 48時間 (2日目)	被災状況等に変更が生じた場合は様式 1・2 で市へ適宜報告。	二次避難施設の開設に向け、様式 1~3 で市と適宜情報共有・連携。	被災状況等に変更が生じた場合は様式 1・2 で市へ適宜報告。	様式 1・2 で通所施設の被災状況等を市へ報告。
	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】
	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス
発災から 72時間 (3日目)				様式 1・2 で通所施設以外の被災状況等を市へ報告。
	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】
	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス
発災から 1週間	緊急事態等の場合に限り、様式 1・2 を用いて適宜市へ報告。	二次避難施設開設後、24時間毎に様式 3 で開設状況を市へ報告。	緊急事態等の場合に限り、様式 1・2 を用いて適宜市へ報告。	緊急事態等の場合に限り、様式 1・2 を用いて適宜市へ報告。
	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】	【伝達手段の優先順位】
	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス	1位 電子メール 2位 ファックス

※高齢者福祉関連施設で二次避難施設にも該当する施設(併設事業所を含む)は、様式 3 での報告も行うものとする。

## (2) 地震以外の災害発生時

市内で台風等による災害が発生し、または発生が予見され、市から被災状況等の情報伝達に関する要請があったときは、電子メールまたはファックスにて被災状況等を市へ報告する。

※ 報告の期日や報告様式等の詳細は、災害の状況に応じ、市から個別に要請するものとする。

## (3) 情報伝達の手段

情報伝達の優先順位および伝達先は下記のとおりとする。

優先順位	伝達手段	高齢者福祉関連施設 (併設事業所を含む)	二次避難施設 (併設事業所を含む)	入所・入居施設 (併設事業所を含む)	その他の事業所
1位	電子メール ※1 ※2	高齢者福祉課 ikiiki040@city.machida.tokyo.jp		介護保険課 ikiiki050@city.machida.tokyo.jp	
2位	ファックス ※1	高齢者福祉課 050-3101-6180		介護保険課 050-3101-6664	
3位	伝令※3	最寄りの高齢者支援センターの伝達票ポストへ投函 (詳細は別紙「情報拠点一覧」参照)			

※1 通信ツールの不通・輻輳等により、所定時間内の報告ができない場合は、復旧し次第直ちに報告するものとする。

※2 電子メールにて情報伝達する場合は、電子メールの件名を「【施設名】災害時情報伝達」とすること。

※3 二次災害の恐れがある場合は除く。

## 2 市から事業所への情報伝達

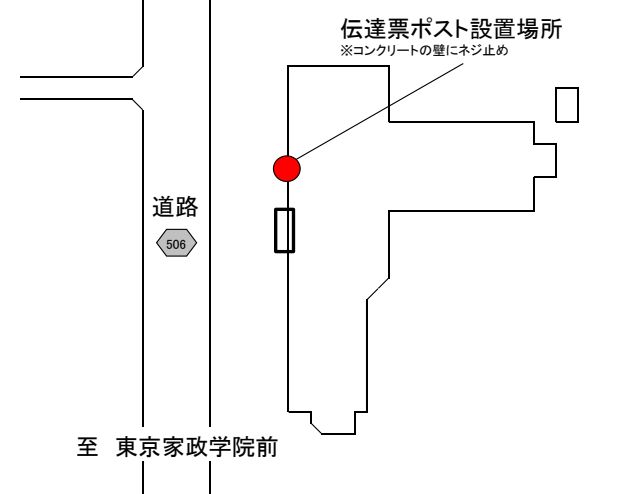
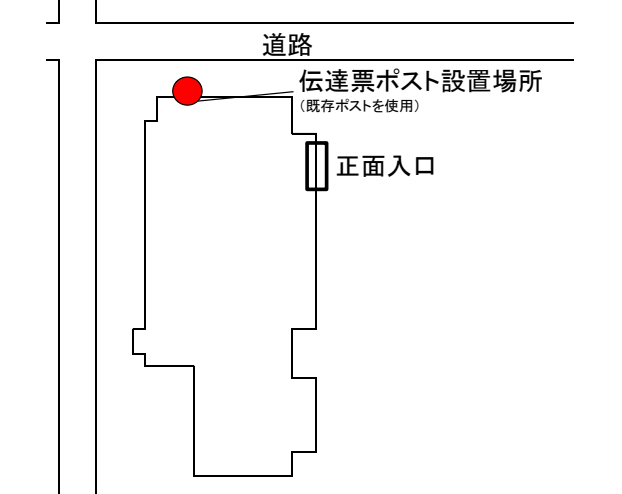
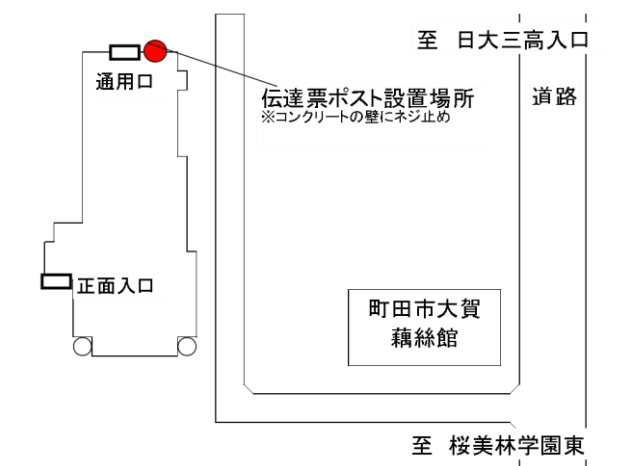
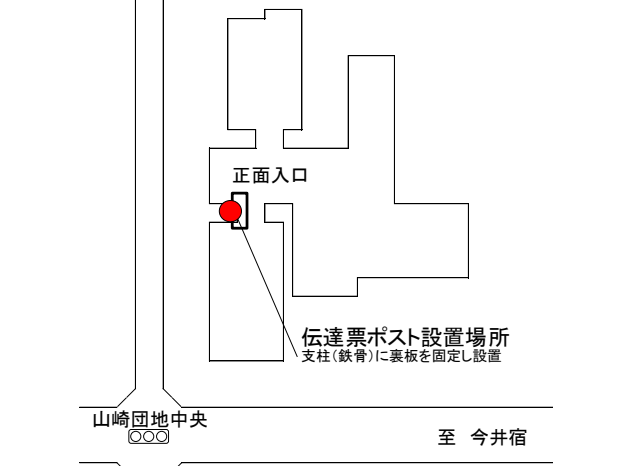
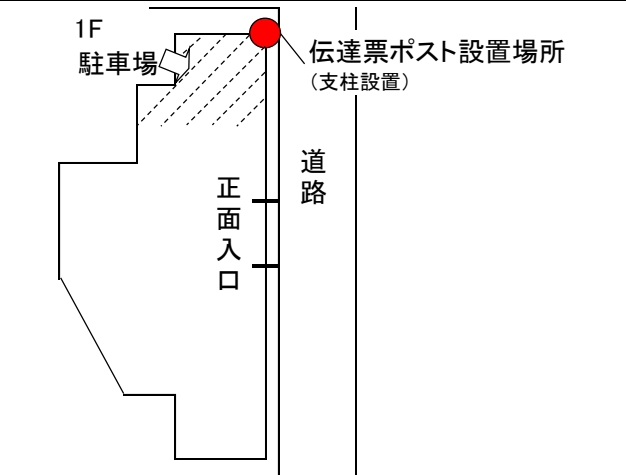
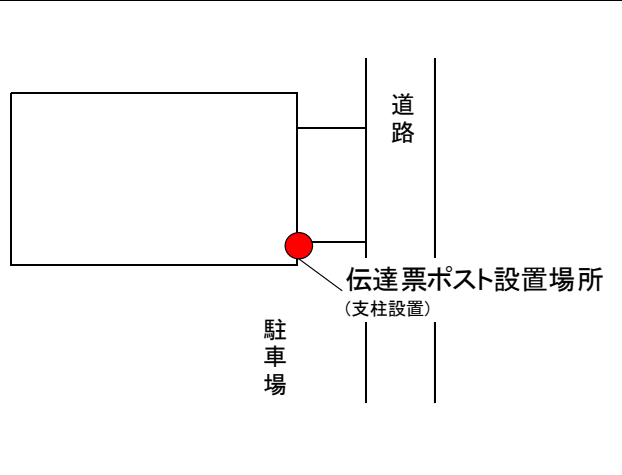
市は全事業所に対し、事業所の事業継続・復旧支援、要配慮者の避難確保・応急支援、二次避難施設の開設・運営等に係る情報を、適宜電子メールにて周知する。

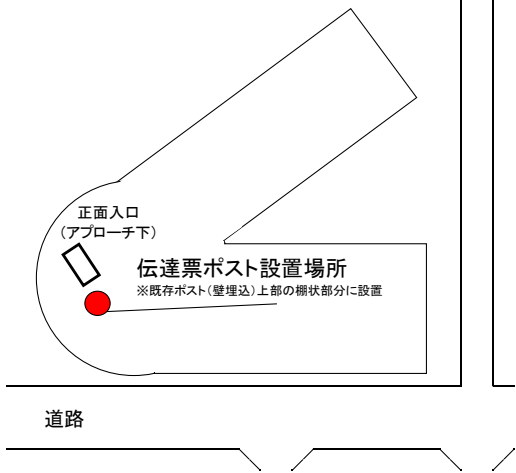
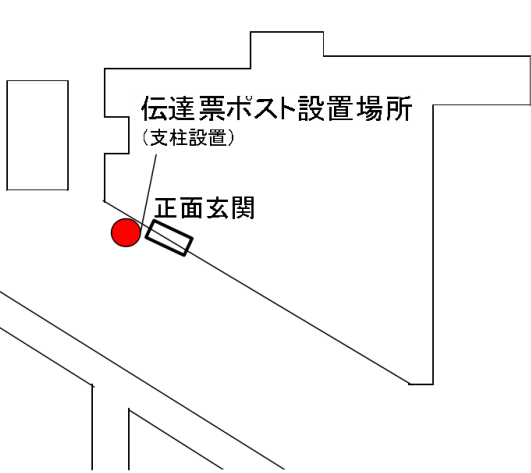
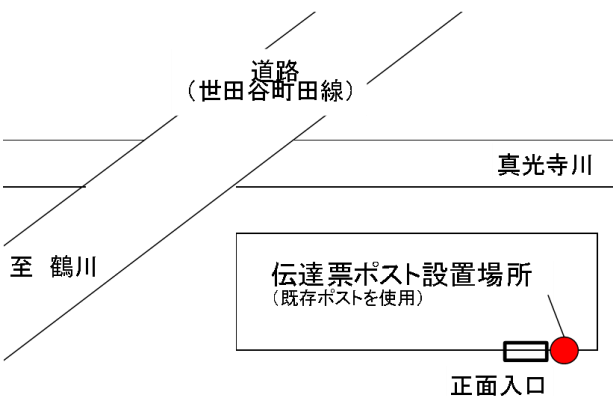
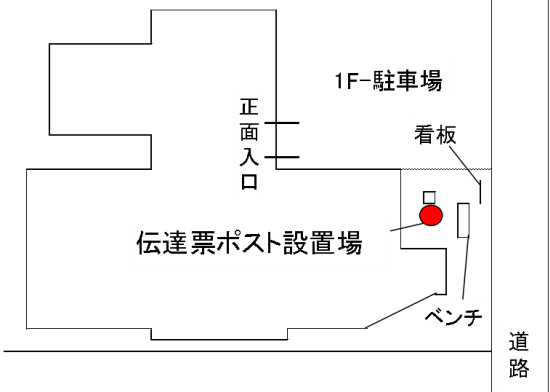
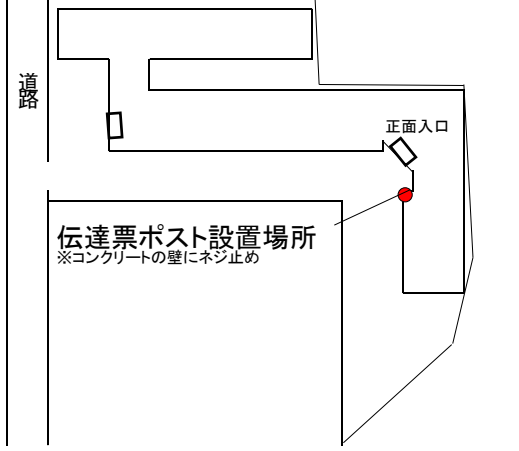
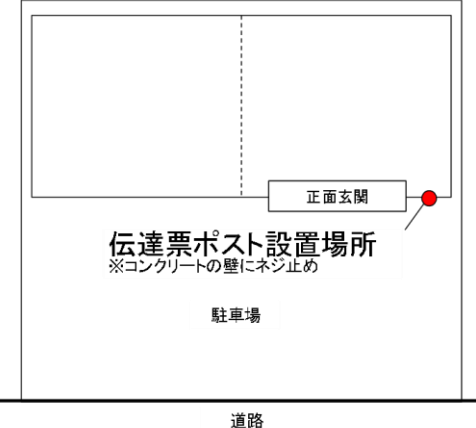
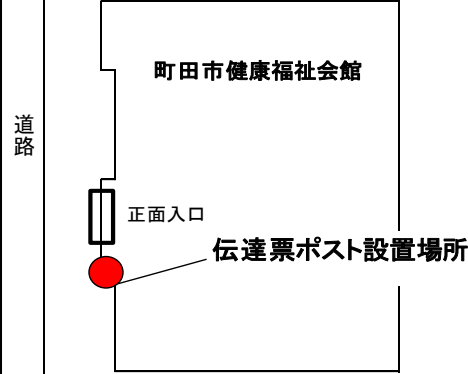
また、二次避難施設の開設・運営に向けた調整等、個別の事業所へ連絡が必要な場合には、下記の手段にて伝達する。

優先順位	伝達手段	備考
1位	電子メール	緊急を要する場合は、電話と併用する。
2位	F A X	緊急を要する場合は、電話と併用する。
3位	電話	
4位	伝令	二次災害の危険がある場合を除く。

## 情報拠点一覧

伝令による報告先となる情報拠点は、以下の市内12ヶ所の高齢者支援センター及び町田市健康福祉会館とする。なお、情報拠点へは、原則として徒歩で向かう。ただし、状況に応じて、他の交通手段を用いてもよい。

堺第1 (相原町 2373-1)	堺第2 (小山ヶ丘 1-2-9)
 <p>伝達票ポスト設置場所 ※コンクリートの壁にネジ止め</p> <p>道路 506</p> <p>至 東京家政学院前</p>	 <p>道路</p> <p>伝達票ポスト設置場所 (既存ポストを使用)</p> <p>正面入口</p>
忠生第1 (下小山田町 3580)	忠生第2 (山崎町 2200)
 <p>至 日大三高入口</p> <p>通用口</p> <p>伝達票ポスト設置場所 ※コンクリートの壁にネジ止め</p> <p>道路</p> <p>正面入口</p> <p>町田市大賀 藕絲館</p> <p>至 桜美林学園東</p>	 <p>正面入口</p> <p>伝達票ポスト設置場所 支柱(鉄骨)に裏板を固定し設置</p> <p>山崎団地中央 ○○○</p> <p>至 今井宿</p>
町田第1 (森野 4-8-39)	町田第2 (本町田 2102-1)
 <p>1F 駐車場</p> <p>伝達票ポスト設置場所 (支柱設置)</p> <p>道路</p> <p>正面入口</p>	 <p>道路</p> <p>伝達票ポスト設置場所 (支柱設置)</p> <p>駐車場</p>

<p>町田第3 (玉川学園 3-35-1)</p>  <p>正面入口 (アプローチ下)</p> <p>伝達票ポスト設置場所 ※既存ポスト(壁埋込)上部の標状部分に設置</p> <p>道路</p>	<p>鶴川第1 (薬師台 3-270-1)</p>  <p>伝達票ポスト設置場所 (支柱設置)</p> <p>正面玄関</p>
<p>鶴川第2 (能ヶ谷 3-2-1)</p>  <p>道路 (世田谷町田線)</p> <p>真光寺川</p> <p>至 鶴川</p> <p>伝達票ポスト設置場所 (既存ポストを使用)</p> <p>正面入口</p>	<p>南第1 (南町田 5-16-1)</p>  <p>1F-駐車場</p> <p>看板</p> <p>正面入口</p> <p>伝達票ポスト設置場所</p> <p>ベンチ</p> <p>道路</p>
<p>南第2 (金森東 3-18-16)</p>  <p>道路</p> <p>正面入口</p> <p>伝達票ポスト設置場所 ※コンクリートの壁にネジ止め</p>	<p>南第3 (西成瀬 2-48-23)</p>  <p>正面玄関</p> <p>伝達票ポスト設置場所 ※コンクリートの壁にネジ止め</p> <p>駐車場</p> <p>道路</p>
<p>町田市健康福祉会館 (原町田 5-8-21)</p>  <p>道路</p> <p>町田市健康福祉会館</p> <p>正面入口</p> <p>伝達票ポスト設置場所</p>	<p>※ 以上13ヶ所の情報拠点に加えて、町田市役所開庁時は市庁舎1階介護保険課窓口まで直接報告してもよい。</p>